

メディカルゆう居宅支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 ゆう東洋医学研究所が開設する メディカルゆう居宅支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務者研修の修了者（以下「介護支援専門員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般わたるサービスの計画をたてる。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 メディカルゆう居宅支援事業所
- 2 所在地 鎌倉市手広4丁目7番5号

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （常勤兼務職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 介護支援専門員 5名以上 （常勤兼務職員）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、他の訪問介護員等に対する技術指導、居宅サービス計画を作成する。地域包括支援センターと連携し、要支援者への居宅サービス計画を作成する。また鎌倉市ほか、各市町村から依頼された認定調査業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までと祝祭日を除く

- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供内容及び利用料等)

第6条 1. 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護事業の提供した場合（法定代理サービス）の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし利用者負担はありません。

- 1) 利用者から相談を受ける場所・・・利用者の居宅、若しくは利用者の指定する場所又は事務所内の相談室とする。
 - 2) 居宅サービス計画作成
 - ・利用者の自宅に訪問しアセスメント（独自方式）を行い、解決すべき課題を把握する。
 - ・居宅サービス計画書の原案を作成し、サービスの種類、内容、利用料金の合計等を利用者及び家族へ説明し、同意を得る。
 - ・居宅介護サービス計画書が決定した際は、写しを交付する。
 - 3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成・変更時、要介護認定の変更時に、当該事業所内相談室等にて、介護支援専門員、居宅サービス事業者、利用者、家族、医師等によるサービス担当者会議を開催する。又は、開催が困難な場合はサービス担当者会議の内容照会を行い、専門的意見を求めるものとする。
 - 4) 介護支援専門員は、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏しないように留意する。
 - 5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も利用者及び家族、主治医、居宅サービス事業所と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の変更、連絡調整等その他の便宜の提供を行う。また、最低月1回は利用者宅を訪問し、モニタリングの結果を記録する。利用者の心身の状態に著しい変化が生じた場合は随時、モニタリングを行い記録する。
 - 6) 身分を証明する社員証を携帯し、利用者及びその家族から求められた時はこれを提示する。
 - 7) 施設等への入所時、及び退所時の利用者への支援
 - ・入所時は施設の介護支援専門員と情報交換を行い利用者の介護サービスが適切に受けられるよう支援する。
 - ・退所時も同様に施設の介護支援専門員と連絡調整を蜜に行い在宅でも充実したサービスが継続できるよう支援する。
2. 交通費は、基本的にはいただきません。
 3. 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告するような連絡体制を整えなければならない。

(事故発生時の対応方法)

第8条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

(身体拘束等の適正化の推進)

第9条 1、事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
2、事業所は緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、態様・時間、その際の利用者の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。

(高齢者虐待予防について)

第10条 事業者は利用者等の人権・虐待の予防のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対して、虐待予防の啓発・普及するため研修を実施します。
- (2) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に取り組みます。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 虐待予防に関する責任者を選定しています。
虐待予防に関する責任者：管理者 葛西 美香

(苦情処理)

第11条 1 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該

市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うもの第 11 条 当事業所とする。

- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条
- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1.事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 2.事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 14 条 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者とうにおいて、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむ得ずサービスを終了する場合があります。

- 1.従業員に対し行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2.パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- 3.サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

第 15 条 居宅介護事業の実施地域は、次のとおりにする。

- 1 神奈川県鎌倉市、藤沢市

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 1 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 2. 継続研修 年1回
- 2 事業所の従業員は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約に規定し確約させる。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ゆう東洋医学研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成19年1月1日から施行する。

この規定は、平成24年3月1日から施行する。

この規定は、平成25年12月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月14日から施行する。

この規定は、平成27年6月17日から施行する。

この規定は、令和2年2月25日から施行する。

この規定は、令和6年10月21日から施行する